

令和2年度 高知県高校生等奨学給付金の申請について

ご家庭でのオンライン学習に係る通信費相当として、奨学給付金の支給額が増額されます。



1 支給対象について

令和2年度分の高知県高校生等奨学給付金の支給対象となる方のうち、

- (1) 保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の方
または
- (2) 家計急変により保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯の方

※生活保護法の規定による生業扶助が措置されている世帯は加算支給の対象外です。

2 支給額について

オンライン学習にかかる通信費相当：年額 10,000 円

令和2年度の支給額（国公立高校の場合）

	通常の支給額	加算額	支給額合計
通信制・専攻科	36,500 円	<u>10,000 円</u>	46,500 円
全日制・定時制（第1子）	84,000 円	<u>10,000 円</u>	94,000 円
全日制・定時制（第2子以降）	129,700 円	<u>10,000 円</u>	139,700 円

※7月以降に家計が急変して申請があった方については、申請のあった翌月（申請日が月の初日の場合はその月）以降の月数に応じて月額 1,000 円を支給します。

3 提出書類について

加算額の支給対象となる場合、「オンライン学習の通信費に係る誓約書」を記入し、その他の申請書類等とあわせて提出してください。

（誓約書の提出がない場合、加算額については支給されません。）

また、加算支給された給付金は、オンライン学習に係る通信費として使用してください。

お問い合わせは各学校または高知県教育委員会事務局高等学校課までお願いします。